

福岡県文化財保護大綱（概要版）

序章 策定の背景と目的

大綱の方針に沿って県内市町村と共に地域の文化財の保護を推進することを目的とし、市町村が文化財保護における具体的施策や取組を検討する際の考え方や方法を示す。

1 文化財保護法の改正と都道府県の役割

<文化財保護法の改正 平成31年4月1日施行>

都道府県教育委員会は、文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができる。〔第183条の2〕

市町村の教育委員会は、当該文化財保存活用大綱を勘案して、文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（「文化財保存活用地域計画」）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。〔第183条の3〕

○県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化するもので、県域内において、各種の取組を進めていく上での共通の基盤となるもの。

2 福岡県における大綱の検討

○本県教育委員会から県文化財保護審議会へ諮問（令和元年7月30日）

「福岡県におけるこれからの文化財保護行政の在り方について」（諮問）

- 1) 本県のこれからの文化財保護行政の在り方と基本方針について
- 2) 本県における文化財保護行政の推進体制及び市町村支援について
- 3) 本県における文化財防災計画について

※文化財保護審議会は臨時委員会である企画委員会を設置して大綱素案の検討（令和元年9月～令和3年2月）
文化財保護審議会から本県教育委員会へ答申、教育委員会で大綱とすることを議決（令和3年3月15日）

I章 文化財保護制度と福岡県の文化財保護

本県の文化財保護行政について、文化財の体系と保護制度、福岡県の概要を踏まえ、福岡県の文化財保護行政の歩みを振り返り、その現状について整理する。

《文化財保護行政を取り巻く現状》

○本県は『福岡県文化財保護基本指針』に基づき文化財保護行政を推進している状況であり、市町村においては「歴史文化基本構想」、「歴史まちづくり法」による歴史まちづくりの取組が増加している。また、国においては文化財を活用したインバウンドや地域活性化などの取組に期待がある。さらに近年では、大規模な自然災害による文化財の被災が急増している。

本県では、各種文化財の調査研究、指定、保存と活用、災害等に関する対応の方針が必要な状況にある。

II章 福岡県における文化財の現状と課題

古くから対外交渉の窓口として発展した、本県の歴史文化によって育まれた文化財の類型や分野ごとの現状を認識するとともに、今日的課題を整理する。

1 文化財の指定等の状況（令和3年2月現在）

国指定・選定文化財364件、国登録184件、県指定688件、市町村指定1,477件、
国記録選択17件、県記録選択3件

<類型別文化財等の状況>

有形文化財	建造物（国指定42、国登録181、県指定55）、絵画（国指定16、県指定22）、彫刻（国指定50、県指定62）、工芸品（国指定38、県指定53）、書跡・典籍（国指定15、県指定1）、古文書（国指定8、県指定22）、歴史資料（国指定0、県指定5）、考古資料（国指定41、県指定105）
無形文化財	国指定3、県指定8
民俗文化財	有形民俗（国指定1、国登録1、県指定85）、無形民俗（国指定12、県指定62）
記念物	史跡（国指定96、県指定80）、名勝（国指定8、国登録2、県指定5）、天然記念物（国指定28、県指定123）
文化的景観	国選定1
伝統的建造物群	国選定5
文化財の保存技術	国選定0、県選定0
記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	国記録選択0、県記録選択0
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	国記録選択17、県記録選択3

2 福岡県における文化財保護の現状と課題

(1)文化財の調査

文化財の価値を明らかにし、保存していくための体系的、体系的調査は類型や分野によって異なり、時代・分野別における文化財の指定件数も課題となっている。

(2)文化財の保存

文化財の保存に直接関わる所有者の不在や後継者不足、保存環境の整備、文化財修理技術者の確保や技術継承などの課題があり、データ管理、所有者の経費負担などにも課題がある。

(3)文化財の活用

文化財の活用に係る情報発信の方法に課題があり、デジタルコンテンツの活用も必要である。

(4)文化財の災害や盗難等

大規模な自然災害の発生による文化財の被災に関わる、事前の備えや対応、防災・防犯対策について課題があり、マニュアルの作成とそれに基づいた対応が求められている。

(5)文化財の保護体制

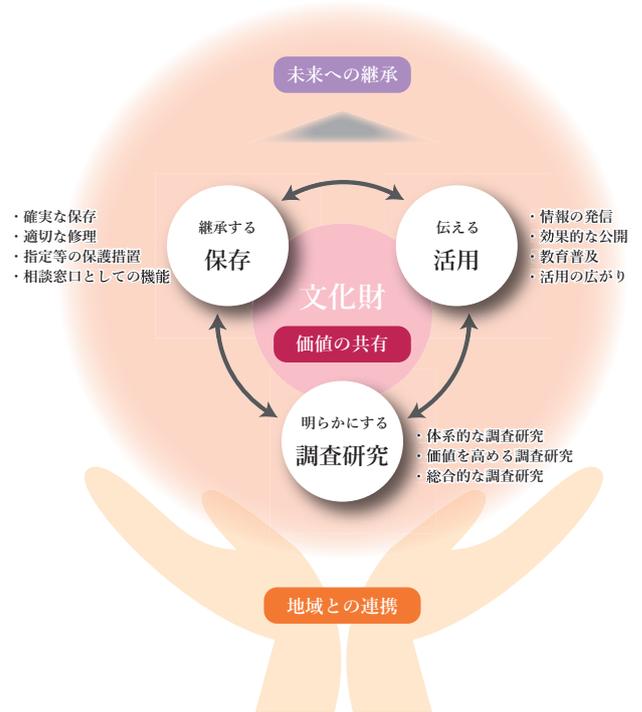
本県の文化財専門職員の確保や組織体制の整備とともに、地域に根ざした文化財保護を推進するために専門職員の育成や技術継承を含めた市町村支援体制が必要である。

III章 福岡県における文化財保護に関する基本方針

県民一人ひとりが文化財を通じて、国際色豊かで多彩な歴史と文化を身近に感じ、次世代を担う若者が郷土愛を育んでいく社会をめざす。

そして、県民と共に文化財保護への想いを共有し、未来へ文化財を保存継承させていく取組を推進する。

1 福岡県の文化財保護の理念



2 福岡県における文化財保護に関する基本方針

(1)文化財の調査

文化財の状況を把握して価値を明らかにするための本県の文化財の全体像を示す体系的な調査研究、文化財の価値を高める調査研究、様々な文化財群を対象とする総合的な調査研究を実施する。

(2)文化財の保存

文化財の形状や構造、材質を把握し、保存環境に応じた適切な保存の取組や、経年劣化及びき損した文化財の修理等について、文化財の所有者や市町村へ助言する。

(3)文化財の活用

文化財の価値を多くの県民が認識できる情報発信や公開を行うとともに、教育普及の取組を推進する。

(4)文化財の災害や盗難等

自然災害、建造物火災、盗難等に対応していくために、文化財の防災対策：事前の備え・発生時の対応・復旧への対応、文化財の防犯対策の取組を推進する。

(5)文化財の保護体制

文化財保護に係る体制の構築、関係機関との連携、市町村支援を推進する。

IV章 文化財の防災・防犯対策

大規模な自然災害による文化財の被災をはじめ、建造物の火災、美術工芸品の盗難等、文化財に係る防災、防犯対策が求められており、文化財の被害状況を整理し、災害等が発生した場合に迅速に救援及び復旧できるように文化財の防災対策の方針と、文化財の盗難に備えて防犯対策の方針を定める。そして、各種文化財に関する防災、防犯対策の概要についても整理する。

《文化財の防災対策》

- 自然災害の発生を想定して、所有者及び市町村と連携し、減災に向けて、ハード面、ソフト面から整理して防災対策を講じ、災害発生時の支援体制をあらかじめ整備する。

《文化財の防犯対策》

- 防犯機器の設置、適切な管理、指定文化財の管理等、防犯対策の重要性を周知する。

V章 文化財保護の推進体制

文化財保護を推進していくため、関係機関との役割分担と連携の在り方について示す。そして、市町村への支援体制に関わる(1)施策等についての助言・支援、(2)専門技術に関する助言・支援、(3)人材育成に関する支援について、具体的な方針を示す。

《市町村への支援体制》

- 地域に根ざした文化財保護の主体である市町村の課題に対応し、支援を行っていく。

VI章 福岡県における文化財保護の展望

1 福岡県の文化財保護の展望

- 地域の文化財と共生する県民、直接保護の役割を担う市町村と共に、より一層強固なパートナーシップを構築していく。
- 地域の文化財の保護の充実を図る。
- 県民と文化財を大切にしたい想いを共有し、地域と共に歩み続ける福岡県の文化財保護をめざしていく。

2 福岡県の文化財保護の施策

- ・ 地域文化財保護の充実
市町村との連携、支援体制の強化による地域主体の文化財保護を推進する。
- ・ 文化財の調査研究の主な取組
- ・ 文化財の保存及び活用の主な取組
文化財の県指定への推進、文化財データベースの充実と情報発信の推進。
- ・ 文化財保護の広域ネットワークの推進
- ・ 文化財保護の担い手の育成



福岡県教育委員会 令和3年3月策定

<問合せ> 福岡県教育庁教育総務部文化財保護課 TEL 092-643-3876 (ダイヤルイン) FAX 092-643-3878
〒812-8575 福岡県福岡市博多区東公園7-7 E-Mail kbunkazai@pref.fukuoka.lg.jp